

## 大津市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支援法人の指定)

第2条 市長は、申請者から大津市空家等対策の推進に関する特別措置法等施行細則（平成28年6月1日規則第67号。以下、「規則」という。）第2条第1項の申請書が提出された場合において、その内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第4条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(4) 役員に次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。

(7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(9) 市町村税の滞納がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（様式第1号）により当該申請者に通知するとともに、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地並びに業務の内容を市のホームページに掲載する方法により公示するものとする。

（改善命令）

第3条 法第25条第2項の規定による命令は、改善命令書（様式第2号）により行うものとする。

（指定の取消し）

第4条 市長は、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第2条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第2条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第3号）により当該支援法人に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨をホームページに掲載する方法により公示するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月15日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空家等管理活用支援法人指定書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け空家等管理活用支援法人指定の申請については、法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定したので、大津市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領第2条第2項の規定により通知します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 法人の名称又は商号
- 3 法人の所在地
- 4 事務所又は営業所の所在地
- 5 空家等管理活用支援法人として行う業務
- 6 指定の期間
- 7 その他の事項

様式第2号（第3条関係）

改善命令書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



法第25条第2項及び大津市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条の規定に基づき、次のとおり空家等管理活用支援法人の業務の改善に必要な措置をとるよう命じます。

1 改善措置を命じる空家等管理活用支援法人

- (1) 指定年月日及び指定番号
- (2) 名称又は商号
- (3) 法人の所在地
- (4) 事務所又は営業所の所在地

2 とるべき措置の内容

3 改善の期限

4 理由

様式第3号（第4条関係）

指定取消書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



大津市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第1項及び第2項の規定に基づき、空家等管理活用支援法人の指定を取り消したので通知します。

指定年月日及び 指定番号	年 月 日 第 号
指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市長が被告の代表となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。